

所得税 町道民税 申告はお早めに

所得税・消費税の確定申告

所得税

平成25年分の所得税の確定申告の窓口での受け付けは、2月17日(月)から3月17日(月)までです。申告期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をしてください。

※還付申告は2月17日(月)以前でも受け付けています。

また、税務署の申告会場では、電子申告を推奨しています。税務署に行く場合には、源泉徴収票など申告に必要な書類をお持ちください。

○復興特別所得税

東日本大震災の復興を目的とする所得税に2.1%の税率を乗じた、復興特別所得税(復興税)が設けられています。

平成25年から平成49年までの各年分について、復興特別所得税を所得税とあわせて申告と納付をしてください。

○年金を受給している方へ

公的年金などの収入の合計額が40万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありません。

※確定申告が不要となる場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

住民課町税グループ

☎ 76・2130

消費税、地方消費税

平成25年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は、3月31日(月)です。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

ホームページで申告書作成

○**税務署に提出する書類を自宅やオフィスで作成できます**

所得税、消費税の確定申告書や青色決算書などを作成することができ、作成した申告書など

は、印刷して税務署へ提出することができます。

○**e-Taxなら、自宅やオフィスから申告、納税ができます**

電子申告用データを作成すれば、電子申告(e-Tax)により自宅やオフィスからインターネットで国税の申告や納税などができます。

※e-Taxを利用する場合は、電子証明書の取得(要費用)、ICカードリーダーが必要です。

・**自宅からインターネットで申告できます。**

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネット提出(送信)できます。

・添付書類が不要

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出または、提

示を求められることがあります。

・還付金が迅速に

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期に処理されます。

・24時間受付

所得税の確定申告期限の3月17日(月)までは、24時間e-Taxの利用が可能です。

※詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191



記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行う方については、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

対象

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずる業務を行うすべての方

※所得税と復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先や仕入先、その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ、仕入れ、経費の金額などを帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

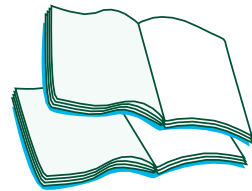
帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書、

領収書などの書類を保存する必要があります。

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191



平成26年度町道民税の申告

3月17日(月)までに、住民課町税グループの窓口で申告してください。

対象 平成26年1月1日に本町に住所のある方

申告が必要な方

○前年中に所得がなく、次の要件に該当する方

- ・ 所得証明書や課税証明書などの交付が必要な方
- ・ 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
- ・ 同一世帯内に後期高齢者医療保険の加入者がいる方
- ・ 児童扶養手当の認定を受ける方
- ・ 保育料の決定を受ける方

・ 65歳以上で、介護保険料の町道民税非課税世帯の減免を受ける方

・ 国民年金保険料の免除などの申請をする方

○新たに住民税の各種控除（社会保険料控除、扶養控除、寡婦控除、障がい者控除など）を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

申告に必要なもの

○源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの

○控除を受けようとする場合に必要な書類

○印鑑

申告が不要な方

○所得税の確定申告をする（した）方

○所得の種類が給与所得または公的年金所得のみの方で、適用を受けた各種控除に変更のない方

○前年の所得が「28万円×（扶養の人数+1）+17万円」以下の方

※17万円は扶養がある場合のみ加算しますので、扶養がない場合は28万円となります。

問合せ 住民課町税グループ

☎ 76・2130

平成26年度から個人住民税均等割の税額が変わります

「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布・施行されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの間、臨時の特例措置として個人住民税均等割の税額が次のとおり引き上げられます。町民の皆さまにはご理解をお願いいたします。

	改正前	改正後
町民税	3,000円	3,500円
道民税	1,000円	1,500円
合計額	4,000円	5,000円